

3月22日 新『長門市』誕生



Q3::新「長門市」の市長は?

A3..合併後の新しい長門市市長は、合併の日から50日以内に実施される選挙で決定されます。新市長が誕生するまでの期間は、調整措置として市長の職務を行う職(市長職務執行者)を定めることとなります。

この市長職務執行者の選任については、1市3町間の協議により、現日置町長の江原清氏に決まり、2月8日付けで1市3町からそれぞれ告示され、2月16日に行われた合併協議会でも報告されました。

Q4::新市の特別職は?

A4..現在の特別職(助役・収入役・教育長)は、合併の前日(3月21日)に失職することとなります。

助役と収入役については、市長職務執行者が選任することができないことから、新市長が議会の同意を得て選任することとなります。ただし、収入役についてはその職務を代理する者が必要なことから、市長職務執行者が収入役職務代理者(公会計課長)を選任することとなります。

教育長については、合併後直ちに必要な特別職として、市長職務執行者が臨時に選任した委員(現1市3町の委員から選任)の互選により決定されます。ただし、この教育長の任期は新市長選挙後最初に招集される市議会の会期末日までです。

Q5::新市の市議会議員は?

A5..現在の議会議員は、合併によりすべてその身分を失うこととなります。

新市の議会議員は、合併の日から50日以内に実施される定数30人(定数特例を適用)で選挙区を設けない選挙で決定されます。市議会議員の定数は、4年後の改選時から法定数の26人となります。

Q6::市長や市議会議員の選挙は?

A6..新市発足後50日以内に実施される新しい長門市長と長門市議会議員の選挙期日などについては、現在の1市3町の選挙管理委員会により組織された「長門市大津郡選挙管理委員会協議会」で協議され、長門市長選挙、長門市議会議員選挙とも、4月24日(日)に同日選挙で実施されることで調整されています。

その他の調整結果は次のとおりですが、これらは新市になって設置される長門市選挙管理委員会で正式に決定されます。

選挙期日 4月24日(日)

投票区 現行のとおり

投票時間 午前7時~午後8時

(ただし、開票開始時刻に投票箱を開票所に送り届けるため、次の

8投票所は1時間繰り上げ午後7時に閉鎖 大埵・田久道・久津・

本郷・大浦・油谷・水岬・川尻)

選挙公報 新市の選挙においては選挙公報を発行する

選挙運動費用の公費負担

現行の長門市の例により継続する【制度の概要】 市長、市議会議員の選挙において、選挙運動費用のうち選挙運動用自動車の使用および選挙運動用ポスターの作成に必要な費用について、条例で定めた限度の範囲でその費用を市が負担する制度

Q7::新市発足直後の市役所の事務は?

A7..市役所の仕事の多くは、条例や規則などに基づき、予算の裏付けのもとに行われています。この条例や予算は市議会の議決が必要ですが、市町村合併の場合は、合併の日に議会を招集することができないため、条例や予算を市長職務執行者が専決処分します。

これらの専決された事項については、合併後最初に開かれる市議会に報告し、議会の承認を求めることとなります。

Q8::合併で住所の表示は?

A8..現在の長門市内については、番地の表記方法を除いては現行と変更ありません。

三隅町、日置町、油谷町の町名は「長門市」に変更となり、「大字」の文字を削除します。現日置町の野田、蔵小田は大字名の前に「日置」を加

え、現油谷町は大字名の前に「油谷」を加えるようになります。

番地の表記については、次のように統一されます。

①○○○○番地の○○

②第○○○○番地

③○○○○番地の○○

④○○○○番地

⑤○○○○番地の○○

⑥○○○○番地

⑦○○○○番地の○○

⑧○○○○番地

⑨○○○○番地

⑩○○○○番地

⑪○○○○番地

⑫○○○○番地

⑬○○○○番地

⑭○○○○番地

⑮○○○○番地

⑯○○○○番地

⑰○○○○番地

⑱○○○○番地

⑲○○○○番地

⑳○○○○番地

㉑○○○○番地

㉒○○○○番地

㉓○○○○番地

㉔○○○○番地

㉕○○○○番地

㉖○○○○番地

㉗○○○○番地

㉘○○○○番地

㉙○○○○番地

㉚○○○○番地

㉛○○○○番地